

## 芦屋市商工会館使用規約

第1条 この規約は、芦屋市商工会館（以下「会館」という）の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2条 会館の開閉時刻及び休館日については、服務規程を準用するものとする。但し、会議室等、使用のために必要な場合は、休館日といえども開館し、閉館時刻も午後9時30分までとすることができる。

第3条 商工業の振興及び福祉増進等に資するため、業務に支障のない範囲において、会議室使用を希望するものに対しては、使用させることができる。

第4条 前条の使用させることのできる部屋は、2階1号室・2号室とする。

第5条 会館の使用を希望するものは、3日前までに、所定の使用申込書を提出し、許可を受けるものとする。申込受付は、芦屋市商工会員（以下会員）は会館を使用する日の6ヶ月前の属する日の1日より開始する。会員以外の者（以下非会員）は使用する日の3ヶ月前の属する日の1日より開始する。

第6条 使用者より、別表に定める使用料を徴収するものとし、使用者は、申込みと同時に納入しなければならない。使用申込書の提出と使用料の納入をもって、申込手続きが完了する。但し、商工会会長（以下「会長」という）が特別の理由があると認められるときは、使用料を減免することができる。

第7条 前条の規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、使用料を後納することができる。ただし使用料を納入するまでは申し込みは完了しない。もし同内容の申し込みと使用料納入があれば、使用料納入のある方を正式な申し込みとみなす。

2. 使用時間を超過したときの使用料は、使用時間確定後、所定の料金を速やかに納入するものとする。

第8条 既に納付した使用料は、原則返還しない。但し、次の一に該当するときは、会長はその一部又は全部を返還することができる。

(1) 使用申込者の責任によらない事情により使用することができなくなったとき

(100%の返還)

(2) 使用申込者が使用日の28日前までに使用の中止を申し出た場合。 (100%の返還)

(3) 使用申込者が使用日の27日前以降、14日前までに使用の中止を申し出た場合。

(50%の返還)

(4) 使用申込者が使用日の13日前以降に中止を申し出た場合。 (返還しない)

第9条 使用者は、定められたことに従うとともに、次の各号にあげる事項を遵守しなければならない。

- 1 会場の設営は、すべて使用者において行うこと。
- 2 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- 3 騒音等他人に迷惑を及ぼす行為はしないこと。
- 4 使用承認をされている場所以外に出入りしないこと。
- 5 その他管理者の指示に従うこと。

第10条 使用者は、使用終了後すみやかに、会場の設備を原状に回復したうえ返還しなければならない。

2. 使用者の責に帰する理由により、施設、設備、備品等を滅失し、または損傷したときは、使用者は、これを原状に回復し、またはこれに要する経費を負担しなければならない。

第11条 会館を使用しようとするものが、次の各号の一に該当するときは、使用の許可をしないものとし、若しくは許可を取消すことができる。

- 1 公安を害し風俗を乱す恐れがあると認めたとき。
- 2 建物及び付属設備を損傷する恐れがあると認めたとき。
- 3 市外の商工業者で社会通念上の価格を乱し販売等の行為が芦屋市商工会会員に著しく影響を及ぼす恐れがあると認めたとき。
- 4 他の会合に甚だしく迷惑を及ぼす恐れがあると認めたとき。
- 5 管理上支障があると認めたとき。
- 6 災害、事故、その他等で使用が不相当と認められるとき。
- 7 使用者が暴力団員であるとき。または暴力団の利益となる使用。
- 8 特定の政党、特定の宗教の利害に関することやその支援のための使用。

第12条 使用者は、会場の使用権を第三者に譲渡若しくは転貸してはならない。

第13条 使用者は、会場使用時間中、設備、器具、備品等の保全、取扱いに万全の注意を払うとともに、会場内外の秩序の維持並びに来場者（搬入物品及び利用車輛等を含む）の整理等、すべてその責任を負うものとする。

第14条 使用者が、展示又は使用するために搬入した物品等の保管は、使用者がすべてその責を負うものとする。

第15条 この規約及び会館管理規程に定めるもののほか、会館の管理運営上、必要が生じたときは、理事会に諮って定めるものとする。

第16条 営利行為は会員に限り行うことができ、非会員の営利行為は禁止する。

次の行為を営利行為とする。

(1) 会館にて商品・サービス等の売買を行うこと。

(2) 会館にて売買の予約を行い、後日金銭の授受を行うこと。

2. 前項により営利行為を行う場合は2倍の使用料を徴収する。

第17条 会員が前条の営利行為をしないことを前提に申し込んだにも関わらず、営利行為を行った場合は、遅滞なく差額料金を徴収する。

第18条 虚偽・不正の手段を用いて会館を申し込んだとき、または虚偽・不正の手段を用いて目的外の使用をした場合は、通常の5倍の料金を徴収するとともに、今後一切の使用を禁止する。

第19条 本規約に定めのない会館設備・運営に関する事項については、理事会において別に定める。

付則

この規程は、昭和57年8月1日から施行する。

この規程は、昭和61年6月1日に一部改正する。

この規程は、平成9年1月28日に一部改正し、施行する。

この規程は、平成13年3月23日に一部改正し、平成13年6月1日から施行する。

この規程は、平成17年3月22日に一部改正する。(料金表の訂正)

この規定は、平成21年3月25日に一部改正、平成21年5月1日から施行する。

(料金表の追加・改訂)

この規約は、平成30年4月25日に一部改正し、平成30年5月15日より施行する。

但し、使用料金表の施行は同日以降、理事会が定める日より実施する。(料金表の改訂)

## 使用にあたっての注意事項

1. 使用責任者の方は、使用の開始時及び終了時にその旨、事務室係員へ連絡して下さい。
  2. 使用時間は厳守して下さい。〔準備と後始末〕も使用時間に含まれます。
  3. 使用后必ず設備、什器等は元のままに戻して下さい。若し破損された場合には、弁済して頂くことになります。（什器、茶器等の点検及び後始末）
  4. 掲示、貼紙等される場合は、事前に係員までご連絡下さい。
  5. 会場での案内接待等は、使用者側で願います。
  6. 使用責任者の方は、皆さんに次の事項を守るよう周知徹底して下さい。
    - (ア) 会館内は禁煙で、火気の使用は禁止とする。
    - (イ) 許可された部屋以外は立ち入らないこと。
    - (ウ) ぬれ傘を室内に持ち込まないこと。
    - (エ) 危険物や動物は持ち込まないこと。
    - (オ) 騒音等公共の秩序を乱すような行為はしないこと。
    - (カ) その他係員の指示に従うこと。
  7. 申込金は、原則お返しませんが、事情により使用日の28日前までに使用の中止を申し出られた場合には規約使用料の全額をお返しします。  
また使用日の14日前までに使用の中止を申し出られた場合には、規約使用料の50%を、お返しします。
- ◎ 申込書記載事項で内容と異なる場合には、使用をお断りすることがあります。
- ◎ 駐車場がありませんので、車でのご来場はご遠慮下さい。

以 上